

『協働のまちづくり』に 取り組む団体の紹介

PART
14

落部連合町内会

8月30日に、落部連合町内会主催で津波避難訓練を実施しました。どのような形で実施されたのか、連合町内会会長の知野修司さんにお話を聞きました。

実施に至った経緯を 教えてください

東日本大震災のときに、落部支所や落部公園に個々に避難した人が何人もいたため、以前から「落部地域を対象に津波の避難訓練をやっているか」という話題が地域の人



小学生の避難の様子

たちから出たのがきっかけです。役員会で検討し、プロジェクトチーム（代表 菊地政次さん）を作り、実施しました。

避難訓練はどのように 行われましたか？

町内会、保育園、小中学校、企業など、約370人が参加しました。また、車椅子避難モデル訓練もあわせて実施しました。

- ① 午前10時に地震発生
 - ② 午前10時3分（揺れが収まるまで）シェイクアウトで身を守る
 - ③ 午前10時45分までに避難所まで歩いて避難
 - ④ 避難所到達後各代表が本部に避難完了報告を入れて終了という流れで実施しました。
- 今回は津波の避難訓練なので、「歩いて逃げる」ことを前提に実施し、そこで一番に気を付けたのが、避難する人の安全です。



高齢者等車椅子避難モデル訓練を実施

万が一に備え、避難所に役場保健師の配置や国道を渡らなければいけないので、警察署員と役場交通指導員の方々の協力をいただきました。その他にも、消防署・消防団員、開発局、土現などの支援協力をいただきました。

また、国道に設置する看板を松本・田中・河野特定建設工事共同企業体と（㈱東和から提供をいただき、また町と災害協定を結んでいる北海道コカ・コーラボトリング㈱から参加者用の水の提供をいただきました。

関係機関のご支援があつて無事に避難訓練を終えることができ、大変感謝しています。今後も、個々の防災意識を高めてもらうためにも、定期的に実施できたらと思っています。



法テラス八雲通信 vol.16

賃貸借契約について

法テラス八雲法律事務所 弁護士 森田 了導



■住居として、あるいは営業のためなどに、人から土地や建物を借り、その代わりに地代や家賃を支払うというのはよくあることです。このような契約関係を賃貸借契約と言います。

■土地や建物の賃貸借契約の特徴は、契約関係が長期にわたることが想定されていることです。そのため、賃貸借契約については、民事関係（一般市民同士の法律関係）を規律する「民法」だけでなく、「借地借家法」という特別の法律が用意され、契約の存続期間や更新の方法などについて様々な特則が設けられています。

■また、賃貸借契約については、賃借人の保護の観点から、法律で定められているルールの外にも、裁判例上、賃貸借契約の特色に応じた特別なルールが存在しています。

たとえば、借家人に契約違反があつた場合に、直ちに契約を解除できるかどうかは、他に借主等に対して背信的な行為を行つているなどの事情もあるかどうか、などを踏まえて総合的に判断しなければならぬと考えられています。そのため、賃料不払い等の契約違反と思われる事実が存在する場合に、すぐに賃貸借契約を解除できるか（あるいは、賃貸借契約を解除してしまうのか）については、慎重な検討が必要になります。

■このように、賃貸借契約については、特別なルールが定められていることが多く、比較的身近な契約関係でありながら、実際に訴訟になった場合などにどのような取り扱いがなされるのかは、すぐには分かりにくいものです。

■そこで、当事務所でも、賃貸借契約を巡るトラブルについてのご相談を承っておりますので、「法テラス八雲法律事務所（☎050-33383-8366）」までお気軽に相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所（☎050-33383-5563）」でも、ご相談を承っておりますので、お気軽にご利用ください。